

平成21年度第3回北海道立図書館協議会会議概要

日時：平成22年3月11日（木）14：00～16：15

会場：北海道立図書館 会議室

出席者：協議会委員9名、道立図書館職員14名

傍聴者：5名

議題

- 1 公共施設評価の検討状況について
- 2 平成22年度組織機構について
- 3 北海道立図書館資料収集計画（平成22～24年度）について
- 4 平成22年度北海道立図書館運営計画（案）について
- 5 その他

会議概要（○～委員の発言 ・～道立図書館職員の発言）

1 公共施設評価の検討状況について

榎本業務部長より説明

- これまでの説明では、道立図書館の指定管理者制度の導入は一部だけども、早ければ23年度中に導入との話であった。今の説明では、道立図書館の組織をこうすれば指定管理者制度を導入しなくてもよいととれた。道と道立図書館や道教委で検討されている議論の中身が果たしてすり合っているのか、聞きたい。

2点目は、道立図書館の運営の基本方針は、「図書館のセンターとして 図書館の図書館」、「参考図書館として 何でもわかる図書館」、「全域サービスの図書館として 道民みんなの図書館」と運営計画にも書いている。これは一言で言えば、道立図書館の業務は、道内市町村の図書館を支援する業務であると言える。道立図書館の業務は、市町村立図書館との関係なしにはあり得ない。にもかかわらず、指定管理者制度の導入の対象になったというのが、企画・市町村支援以外の部門への導入となっている。ほとんどの仕事が市町村支援であること、道立図書館から市町村支援以外の部門を取ったらほとんど残らないと思う。それを指定管理者の対象にしてどこまでメリットがあるのか。どこまで経費が削減できるのか疑問だ。

- ・ 施設評価の知事意見では、「指定管理者制度を導入するなど、早期に民間開放領域を拡大し、云々」と言われており、「など」の中には、指定管理者制度も検討対象の一つということになる。最終的な判断は道教委でされるが、当然、道立図書館の意見を踏まえて決定がされるものである。現時点では、事務レベルで検討を行っているところである。

2点目については、現在の委託業務を指定管理者に一括委ねる形態について試算すると、2名以上の職員を削減しないと実質効果がないと考えている。

- ・ 今年度の施設評価の知事意見で、「指定管理者制度を導入するなど」とあるので、指定管理者制度に限らず、民間開放領域を拡大するといった観点で、指定管理者制度の可能性はどうか、委託業務の拡大はどうかということについて、検討を進めているところである。道立図書館としては、この「ア指定管理者制度の導入について」で、「平成1

7年度の公共施設評価の際に検討した、云々」とあるように「館全体を指定管理者制度に委ねることはできない」ということは、基本的に変わっていない。しかし、知事意見が、「指定管理者制度を導入するなど、早期に民間開放領域の拡大し」とあるので、部分的な指定管理者制度についても、検討を行わなければならないことから、このような表現を用いたものである。

- 館全体を指定管理者に委ねることはできないという言い方は前提か。平成17年度のときの考え方は、指定管理者に委ねることはできないということだと考える。その考え方に立っていたら、部分的な指定管理者制度の導入へのつながりにはならないと思う。
- ・ 17年度の時も指定管理者制度が出てきている。まだ指定管理者制度の位置づけが、言葉として「指定管理者制度の導入も含め、民間ノウハウの活用について早期に検討すること」と、一つの事例として挙がっている。それが20年度の時、はっきり「管理部門についての」と部分的なもので「指定管理者制度の導入など」と知事意見がついた。今回はいわゆる「市町村支援部分と企画部分以外の業務」について、「指定管理者制度などの」と変わってきている。それから、17年度にそういう意見が付いたときに内部でも検討をしたし、各委員の皆様からもご意見をいただき、やはり道立図書館という施設全体を一括して指定管理者ということで導入することはなじまないということで、行革課へ返した。これは公表したということではない。知事とのやりとりの中で返し、それについては基本的には指定管理者制度を導入することは無理だろうと、向こうの理解も得ている。ということで、全体は無理だけれども、部分的に出てきたというのが、20年度以降のことと考えている。
- ・ 現在、民間開放領域の拡大を知事から求められているので、いろいろな観点から検討をしている状況だということを理解いただきたい。
- ということは、指定管理者制度にこだわらなくても、民間開放領域の拡大をすればいいととらえてもいいということか。民間に入ってもらってやるというようなことでも構わないと受け止めていいのか。
- ・ そのように受け止めている。指定管理者制度の一部導入ということも含め、民間開放領域の拡大という観点で検討していかなければならないということである。
- その中で指定管理者でも素晴らしければ導入を考えざるを得ないから、それを検討中であるととらえてよろしいか。
- ・ 他県で指定管理者制度導入を行っている県も館全体ではやっていないが、部分的に導入しているのを指定管理者制度というのであれば、可能性はあると思う。メリット・デメリットを十分検討していかなければならない。選択肢はいくつかあるが、それを整理して検討していかなければならないと考えている。
- 指定管理者制度のモデルは、今のところ確立されていない。やったところも、撤退したところもある。今のところ模索中であると思う。具体的にでているのは、職員2人を減らせばいい、という話なのか。
- ・ 2人減らせばいい、という話ではない。これはあくまでも私どもと本庁の事務レベルで試算したものである。
- 象徴的だから市町村支援といっているけれども、道立図書館は、やっていることはどれも外せるものはない。道は具体的に図書館のどこをやれと言えないと思う。細かいこ

とを指示できないというような気がする。

- 北海道庁のホームページで公共施設評価の結果も公表しているが、その結果の中には方向性として、継続と見直しと指定管理者制度導入、移管、廃止、というふうに大きく5つに分けている。指定管理者制度導入の中には、開拓記念館、漁業研修所、図書館とはっきり書いてある。今までの話だと、道教委なり道立図書館なりのいろいろな検討結果、もしかすると、狭い意味での民間開放だけに止まって、指定管理者制度とならないかもしれないという話だったが、道庁のホームページにこういうふうに公表されているということというのは、どういうことか。
- ・ 今のいわゆる5つの方向性の中で、大きく分けると指定管理者制度導入という区分に位置づけられるというのは間違いない。ただ、意見の中で「など」がついているということについては、基本的には本来は「など」が付かないと思う。方向性だけで「指定管理者制度」ということであれば、「など」とつけないと思う。大きな区分として、方向としては指定管理者制度の区分に含めるけれども、イコールでないんだということと考えている。
- それなら、道立美術館のように「見直し」というような、管理機構も少し見直しという区分に入れると思う。
- 近代美術館はもったときつい形で施設評価されている。
- それでも「見直し」なんだ。
そこのところが、はっきりしない。
- ・ たとえば、岡山県立図書館のように委託業務を一括して指定管理者にお願いするというのであれば、契約事務なども本庁で契約を一括してやることとなるので、管理部門の職員も1名か2名か、減らすことは可能だと思うが、予算的にメリットもないと思われる。委員から指定管理者制度というのは非常に重い言葉で、言葉の一人歩きを危惧するという指摘があり、また、各団体や市町村からの導入反対意見、それから国会での決議や日図協の見解、文科大臣の国会答弁などで、「図書館に指定管理者制度はなじまない」とか、「指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して」などといわれていることも、十分踏まえて検討をしなければと考えている。
- それで中止になるということか。
- ・ この施設評価は、道の財政状況から考えると、今後もこのような知事意見は付くと思う。平成23年度以降も、民間開放領域の拡大について、検討を行っていくことになる。
- この公共施設評価が決まる前に、道は道民にアンケートをし、道のホームページに出た。そのアンケートでは、道立図書館は現状のまま道が運営すべきだとの回答が75.5%程いた。他施設のところでも経費削減などして施設を存続すべきだ、指定管理者制度なんかは駄目だという意見が出ている。そういう道民の意見や声がどういうふうに知事意見の中に反映されていたのか、汲み上げられていったのか、一切公表されていない。道立図書館としてはどうとらえているのか。
- ・ 道立図書館の利用者は、道立図書館が悪いという方はいないと思う。アンケートの件数が少なく、75.5%だからそれをもって云々となるか、疑問ではある。
- 他の公共施設は千とか2千とか、回答があるけれども、道立図書館は106の回答で、施設では63、ホームページでは43件の回答となっている。これはアンケートの取り

方がどうだったのか、いろいろ問題があると思うけれども、少ないなりに踏まえておくのは当然だと思う。

- 道立図書館としては、この意見をそのまま受け入れるということか。
 - ・ 意見として、受け止めている。しかし、知事意見で検討を求められているので、検討はしていく。国会での決議とか市町村の思いなども考慮し検討するが、道の財政状況も考えると、道の組織全体がそれぞれお互いに痛みを分かち合っていかなければならないものとも思っている。
 - ・ 基本的に図書館には指定管理者制度にはなじまないという私どもの考え方は、一貫して変わっていない。組織として仕事をするわけだから、本庁・知事部局・財政等と議論していく過程の中で、その一つとしてアンケート等もある。知事意見は、知事の判断だから、それについて検討しなければならないというのは組織として当たり前のことだ。ただ、「指定管理者制度など」と、「など」については、いろいろな形態があると思う。知事意見の中に、「事業の企画立案、市町村立図書館との連携・支援等以外の業務」について検討を、と言っているので、道立図書館の業務は市町村支援が主たること踏まえ検討していきたい。資料の中に、「司書の専門性は、日頃の実践や経験の蓄積等によって確保される」と表現したが、これは、日常業務をしながら人材が育っていくんだということで、ここに我々の思いがある。委託化の拡大に当たっては、司書としての専門性が損なわれない形で検討していかなければと考えている。
- 繰り返しになるが、「民間開放領域の拡大のア」だが、これは「館全体を指定管理者に委ねることはできないという考え方に立っているが」ということですね。「部分的な指定管理者制度などの導入についても検討せざるを得ない」と書いた方が、明確に理解できると思う。もう一つは、そういわざるを得ないという状況の中で、館内でこの2ヶ月間、現場も含めてどのような形で検討を進めてきたのか。どのような観点で検討を進められてきたのか伺いたい。
 - ・ 道立図書館の課長職以上の者で、公共施設評価検討委員会を立ち上げ、知事意見を踏まえ、指定管理者制度も含め検討を行って来た。委託等に出せる業務について、具体的に仕事の中身の仕分けを行い、議論しているところ。それに、組織機構について、もっと効率的な組織体制にできないかという観点で、検討を行ってきている。
 - ・ 具体的な検討事項だが、例えば閲覧業務では、利用案内、資料の出納やレファレンスなど、業務を洗い出して、直営でやるのがいいのか委託が可能なのか、臨時職員・非常勤職員、あるいはボランティアさんをお願いするのか、そういう仕分けを、閲覧とか協力貸出とか細かく業務内容を切り分けて検討してきた。委託あるいは非常勤にしてもいいのではないかと、というのはいくつか出ている。具体的には、協力貸出という市町村の図書館から申込があって貸し出すという業務があるが、資料を書庫から出してくるとか、貸出、返却の手続きをするとか、あるいは宅配で返却された資料の荷解きをするとか、そのようなものは委託なり非常勤という形でもできるのではないかとという検討と、実際に効率性ということもあるので、人工としてどのくらいになるのかという検討を今進めているところ。
- その検討している結論というのは、いつ頃までに出されると考えているのか。指定管理者という知事評価が出てきたことへの道立図書館としての答え、というのはいつまでということと求められているのか。

- ・ 4月に行政改革課に検討状況を出すことになると思う。それと具体的に23年度以降の取組として、仮に23年度に一部委託をすることになれば、予算措置を必要とするので、6月の協議会で方向性を報告し、秋から始まる予算要求に入れ込んでいかなければならないと考えている。
- 「指定管理者制度など」とよく使われるが、ここは避けて通れないと思う。ここははっきり出して話をした方がいいと思う。それと、アンケート調査について、100人だろうと10人だろうと、結果はちゃんと押さえなければならぬと思う。それに、アンケートを行ったのであれば、その答えにちゃんと返す責任もあると思う。もう1つ、今年、協議会意見を出させてもらった。出すだけでなく、それがどう受け止めてもらったのかということも、責任もった立場で出しているのだから、そこら辺もしっかり整理してもらわないと前に話が進まないのではないかと。
- ・ 今の段階でどうなっているかと言ったら、これまで説明したことになる。形になる前にきちんとお諮りすることはお諮りする。協議会の意見書は、重いものと受け止めている。それから現在、いろいろな団体から、また、手元の資料にあるように日図協からも来ている。昨年の図書館長会議で情報提供したときに、市町村から道立図書館は指定管理者制度の導入となれば問題だ、という意見もあった。道立が指定管理者制度導入ということになれば、市町村にも相当影響が出てくると受け止めている。道立図書館は、このような状況や、図書館に対する意見を道教委に、正確に説明をしていかなければならないと思っている。
- お願いしたいことは、ここでのこういう話がどういう形にまとまっているのか。あるいは、どんな方向にいかうとしているのか。出せるところまでは常に出していくというのが、姿勢として必要だと思う。同時に、道立図書館だから、道民みんなが共有できる情報の提供を図書館側がしてほしいと思う。もちろん、意見書を出したことによる社会的な影響というか、あるいはそのことに呼応していろいろな形で意見を出してくれる方はいるが、やっぱりそれだけでは駄目だと思う。もっと、道立図書館、あるいは都道府県立図書館の機能はこうだということを一人でも多くの道民に理解していただきたいということを、図書館自ら情報発信しないと。ここまで機運が高まってきているから、同じ土俵の上に、一人でも多くの道民を乗せるような方向で検討していかないといけない。ここで出した、後は4月に出たというのでは、やはり私たちは何があったのかなとならざるを得ない。私たちは一体何をして何を言ったのだろうと不消化に終わると思うので、そこを是非理解いただきたいと思う。
- ・ 経過なども含め、報告させていただく。
- 人が削られる、予算が削られるという現実があれば、皆が一人一人の着想がなければいけないと思う。私たち大学も定員が確保されなければ、即待ったなしだ。でも、その中で学生のためになんとかしようという気概がなければ誰もついてこない。いつも思うのは、今の仕事を維持したい、そうすると誰が喜ぶのか、それは利用者しかないと思う。そうした場合、我々は何をやれるのか。止められる仕事があるのならば、止めてもいいということがあってもいいと思うが、そのようなことは出ているか。
- ・ 2ページの(2)に「執行体制の見直しについて」と書いてあるが、指定管理者制度の導入とは関係なく、常日頃から組織として道民の税金を使ってやっているわけだから、

少なくともスリム化して重複している仕事は効率化することは当たり前の話だと思う。

- 知事が言わんとしているのは、スリム化することについて現場が何をやったかということを発議してくれということ。情報発信はそういうことだと思う。
- ・ 現実的なことを言ったら、毎年運営費が削られてきている。守らなければならないと頑張っている資料整備費が平成8、9年からみて約半分近くになっているので、予算総体が減になってもこれだけは譲れないと守っているが、増額にはならない。このことは、道財政が逼迫しているという現実であり、無駄なものはどんどん削っていくというのが基本的なスタンスだ。人件費など相当削ってきている。市町村もみんな努力し削減してきている。今の組織体制、課体制が本当にいいのかといたら、当然見直しが必要だ。司書職は、グループ制の導入など、もっと柔軟に対応できるのではないかと思う。指定管理者制度の導入の検討に併せ、組織だとか仕事の中身とか、一回精査して、これはやらなきゃならない、これはやめた方がいいとか、検討するチャンスだと思っている。だから民間委託も同じ、組織自体、運営、全部これでいいのかということから検討を行っていききたい。
- ・ 教育長から言われているのは、今日の議題にもあるように適正化に基づいた組織機構の見直しということであり、それに基づいて人員を減らしていくこと。それ以外にどのようなことを言われているのかということ最近で言えば、例えば蔵書点検、今まで6日ほど期間をかけてやっていましたが、旧態依然のやり方ではなくて、少しでも休館日数を少なくするように工夫して、開館時間を確保してくれということを言われ、昨年もそのように工夫を行った。それから今年の教育行政執行方針では、道立図書館の司書を市町村に派遣し、子どもたちの読書活動を支援する取組を積極的に進めるということを盛り込んでいる。だから、しっかり図書館もその取り組みをやってほしい指示されている。図書館としても、前向きにやろうということやってきている。
- 情報の共有は図っておいて、事後で知らなかったということのないように、ざっくばらんに話ができるような環境を是非作ってほしいと思っている。

2 平成22年度組織機構について

榎本業務部長より説明

- 職員削減のため開架書庫の司書を廃止することだが、開架書庫は構造的に本を持ち出し可能だ。開架書庫には人を入れない方がいいのではないかと思う。図書館の管理をきちんとしてほしい。
- ・ 盗難防止のため、ロッカーに荷物を入れてから、開架書庫に入りくださいというアナウンスを徹底したい。
- でも、そのために人がいる。見張りがいる図書館って、利用者から見てどうか。
- ・ 第2書庫に行くとなんか見張られているような気がする、監視されているようでいやだ、という意見もあつた。結論からいうと、本にICタグをつけることは、費用の面からできないので、利用者を信じ、性善説に立つよりほかはないと思う。
- 道立図書館は図書館のための図書館だとすれば、利用者を制限してもいいと思う。ブックディレクションをいれるにしても何千万円もかかる、導入は無理な話。

- ・ 開架したことで、職員の出納に関わる作業が軽減された。このことで、司書本来の仕事ができる形になった。開架したことのメリットはおおいにある。人を配置したのはレファレンスの部分と場合によってはそういった監視も含めてという意味合いでやってきたが、利用者の中には、人がいるのはかえって息苦しいという意見もあった。入口のところのロッカーに荷物を預けて開架書庫に行ってもらえば、閲覧室の入り口の側には、カウンターもあるので、堂々とお持ちになる方もいないと思う。児童コーナーも同じ。児童コーナーから玄関までは何も障害物はないが、割り切って考え、開架書庫の司書を廃止することにした。
 - 業務を拡大していくと閉じるのは大変だ。開架書庫に常駐する必要はないと思う。フロアの中を見て回るのは臨時職員でも、ボランティアでも、「フロア案内の専門的なことについては申し訳ありませんが、カウンターにご案内します」でもできると思う。書庫に正職員が午前、午後、半日座っているのはちょっともったいないかなという気がする。それともう1つ、参考調査課の定数1減というのは、レファレンスは確かにマニュアルがあって事例集があるかも知れないけれども、やっぱり市町村のレベルが高くない分だけ多いと思うので、減らされて大丈夫かなというのが思いとしてある。その分をどこか臨時職員などで対応できないかなという思いがある。
 - ・ 開架書庫は、職員が市町村への協力貸出などに関わり、常時出入りしているし、ボランティアの方も、開架書庫で本の整理をやってもらっている。職員も定期的に巡回をこれまでどおりやっていく。これだけで臨時職員や非常勤職員の配置は難しい。
 - ・ 実績からは、インターネットによる蔵書が充実し、市町村からのレファレンス件数はかなり減ってきている。一方でレファレンス研修の方に、むしろ今は力が入っている状況だ。
- 3 北海道立図書館資料収集計画（平成22～24年度）について
佐々木北方資料部長より説明
委員からの意見等は特になし。
- 4 平成22年度北海道立図書館運営計画（案）について
金山奉仕部長より説明
鈴木課長（数字訂正）
- 2ページ目、「（1）市町村立図書館等への支援 ア 協力貸出しの推進」のところ
で、（ウ）のリクエストはどの程度希望がかなうのか。
 - ・ 実績では、98%くらいは要求があれば買っている。断っているのは、コミック、芸能人の写真集、問題集など。ホームページにリクエスト対象にならない資料ということで載せているので、そういうことがわかっているのではないかと思う。
 - 4ページ目、「（2）資料の充実」のところ、図書が29,400から23,700に減少しているが、予算減なのか。

- ・ 購入冊数ではなく、寄贈の冊数を低めに抑えたことによる。先ほど組織機構の説明をしたが、職員配置の問題と特に北方資料部の場合はデジタルライブラリーを1月から始めたので、その業務が新たに加わったことなどを全体的に勘案して、低めに抑えたということだ。購入資料が減ったということでない。
- 10ページ、「(9) 施設・設備の整備 イ 書架の増設による収納スペースの確保」とあるが、書架を入れることはいいけれど、狭隘化を解消するのに一番いいことは処分することだ。その一方で、イベントとして無料配布をしているが、その除籍等の指針があれば教えてほしい。
- ・ 基本的に、資料は一般と北方と支援活動用資料と3種類あるが、一般と北方は永年保存だ。支援活動用資料は一定程度役割を終えたら除籍の対象になるが、その前に一般、北方にないものについては受け入れる。一般資料に関しては、図書館学関係以外は、基本的に複本はない。ただ、北方に関しては、複本はある。
- 6ページの「カ 開館時間の延長の施行実施」だが、そろそろどちらかの結論を出すことが必要なのかなと思う。今度はそういう結論を出していただければと思う。
- ・ まだ試行になっているが、そろそろ区切りをつけなければと思っている。
- その次の「キ ボランティアとの協働」だが、何が「協働」なのかということをやちゃんと明確にした上で、ボランティアの方にはもっと積極的な関わりができるような場を提供することが大事だと思うので、そのあたりもよろしくお願ひしたい。